

西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年５月２２日

西知多医療厚生組合管理者 花 田 勝 重

西知多医療厚生組合条例第2号

西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

西知多医療厚生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年西知多医療厚生組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から適用する。